

試験ワーキンググループの公開について（案）

1. 議事録については、「審議途中の情報処理安全確保支援士制度（案）であって、審議会の資料として途中で公表することが誤解を招き、適切でない」ため、非公開とする。
ただし、無記名の議事要旨については、原則として公開とする。
2. 配付資料は、原則として公開する。
ただし、「審議途中の情報処理安全確保支援士制度（案）であって、その内容に鑑み、審議会の資料として途中で公表することが誤解を招き、適切でない」場合に該当する資料は、非公開とする。
3. 傍聴については、「審議途中の情報処理安全確保支援士制度（案）であって、その内容に鑑み、審議会の資料として途中で公表することが誤解を招き、適切でない」ため、認めないこととする。
4. 個別の事情に応じて資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。